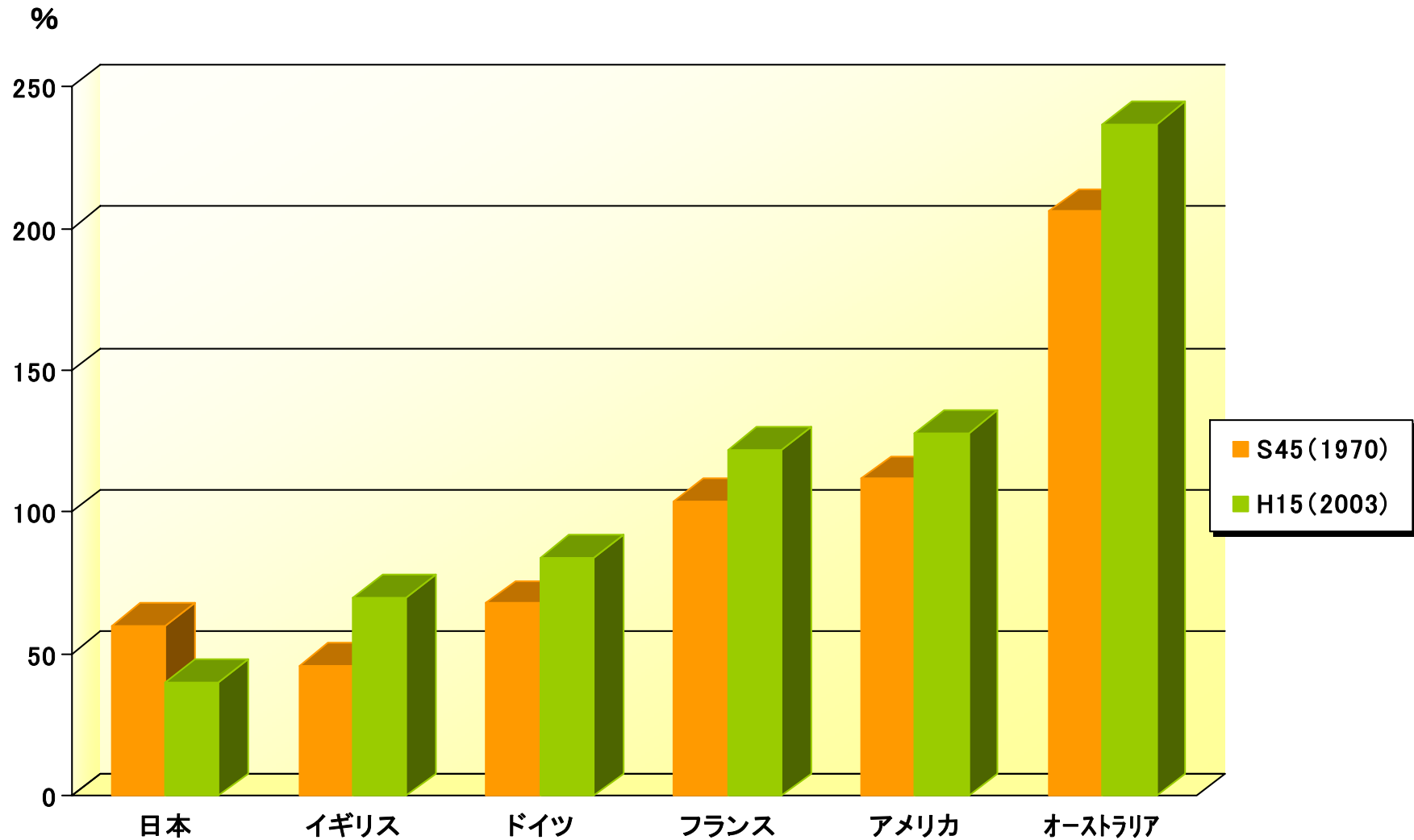


輸入食品の安全性確保について

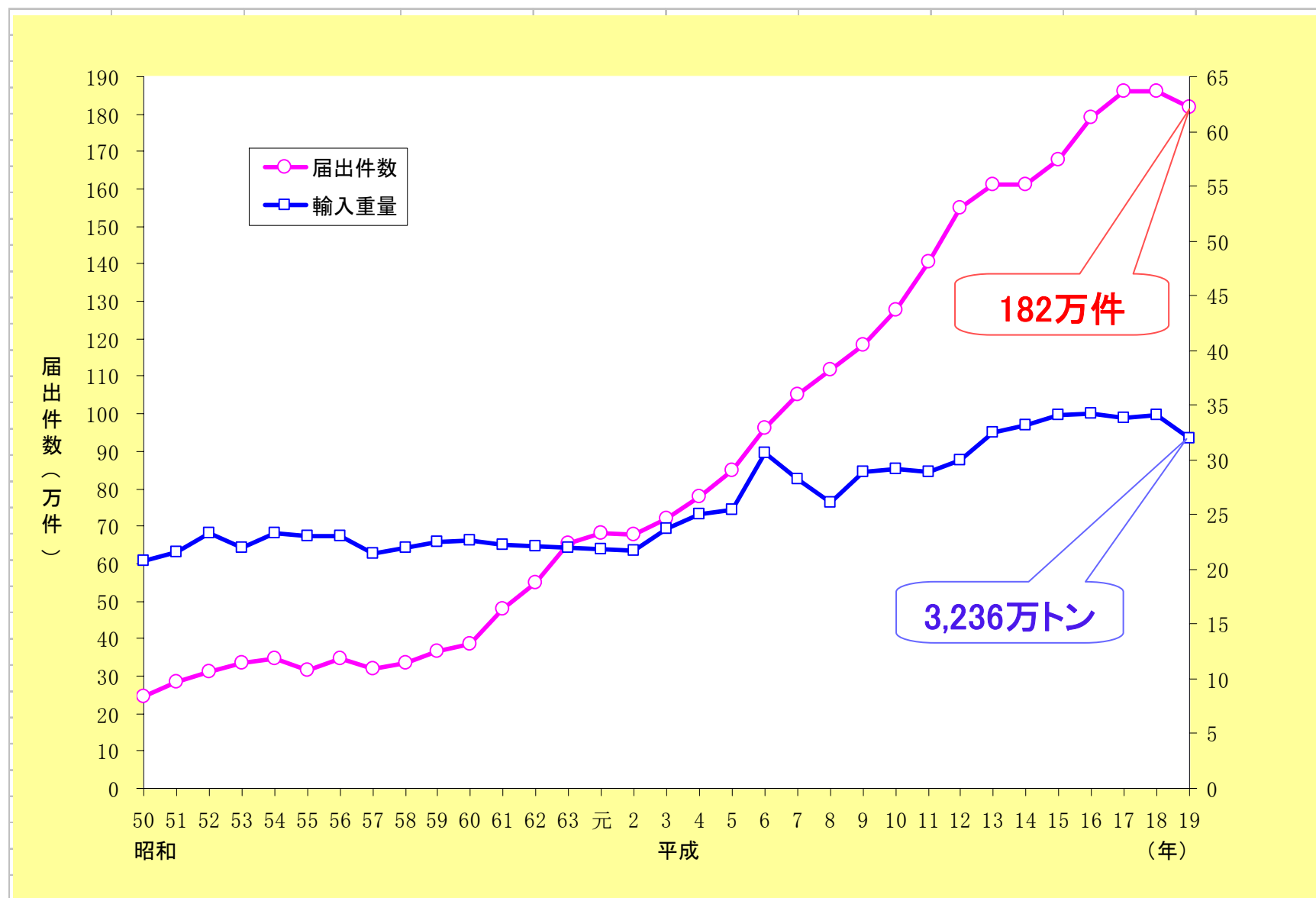
厚生労働省

主要先進国の総合食料自給率(カロリーベース)

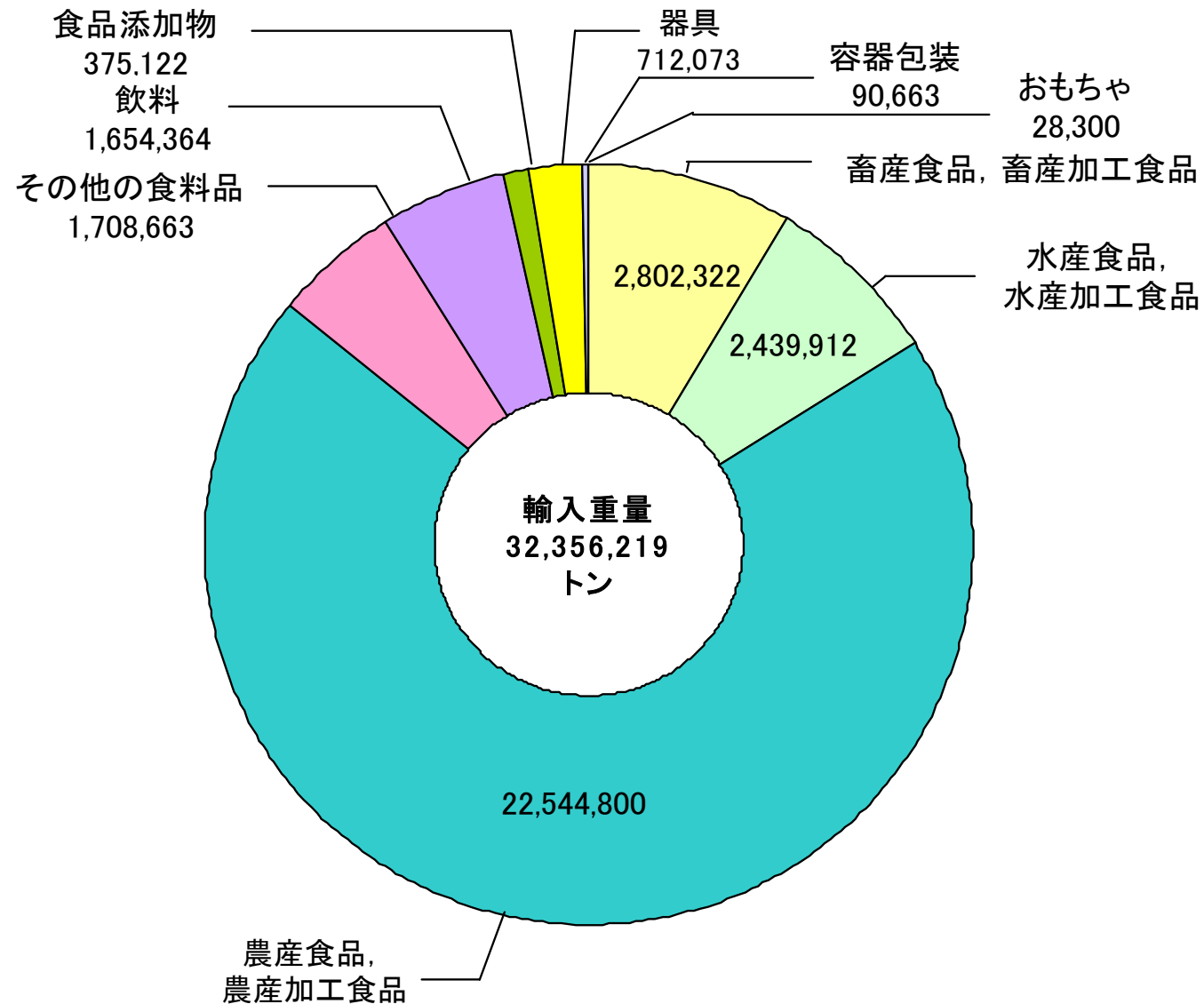


※農林水産省「供給熱量総合食糧自給表」より

食品等の輸入届出件数・重量推移

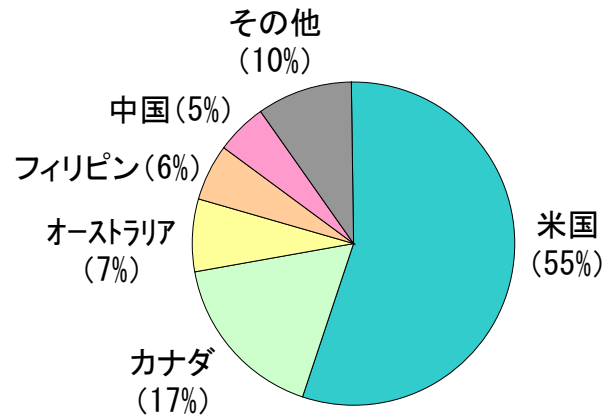


食品等の輸入の状況(平成19年:速報値)

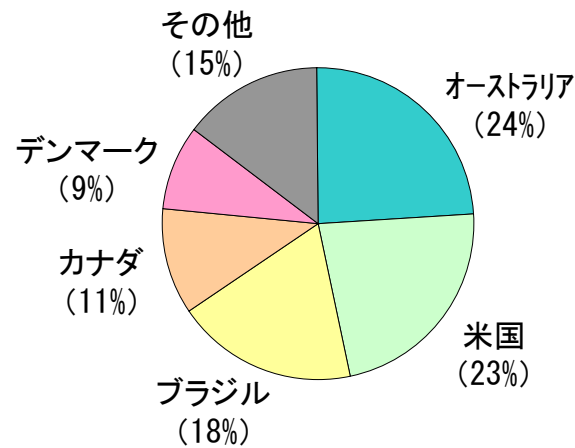


食品別輸入量上位5ヶ国 ①(平成19年:速報値)

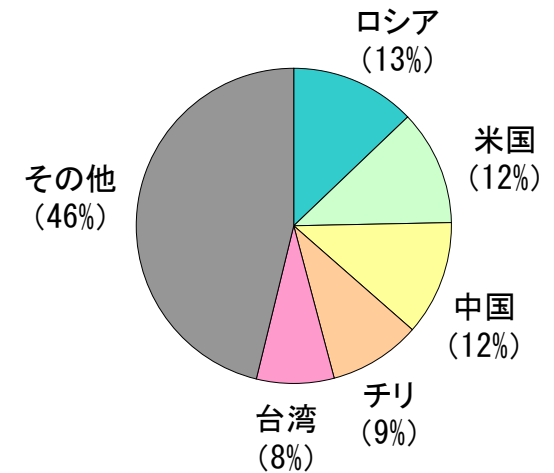
農産食品



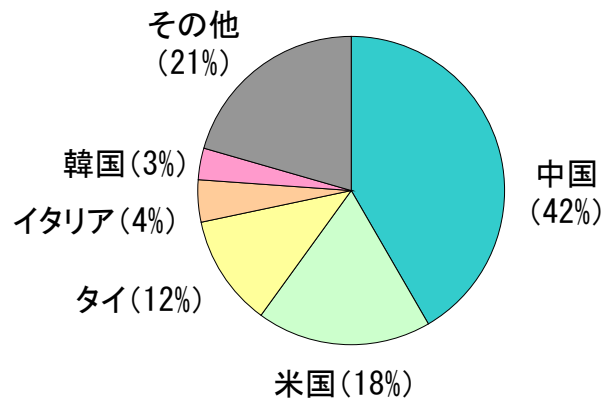
畜産食品



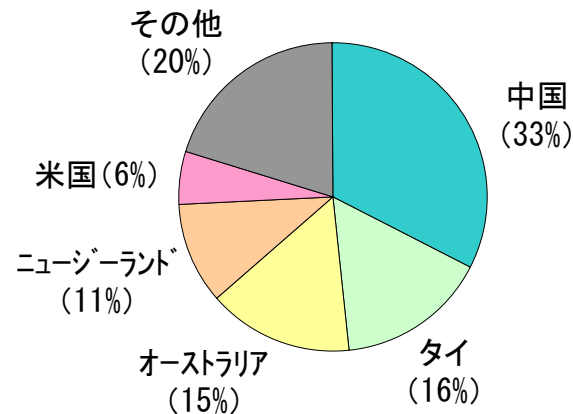
水産食品



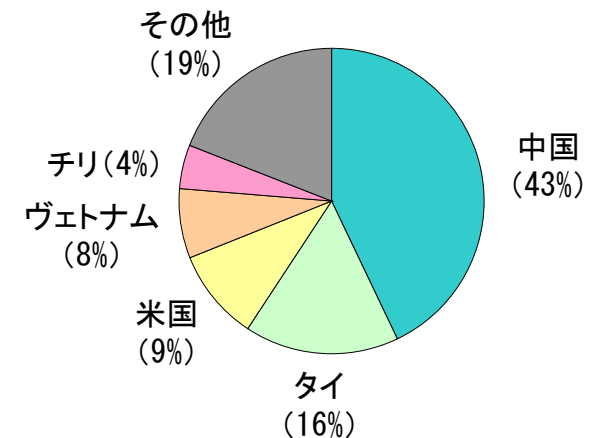
農産加工食品



畜産加工食品

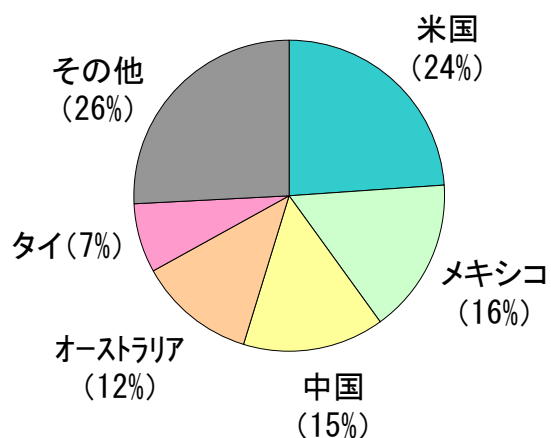


水産加工食品

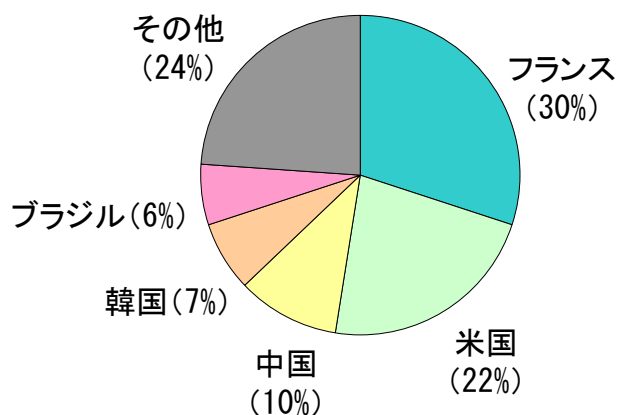


食品別輸入量上位5ヶ国 ②(平成19年:速報値)

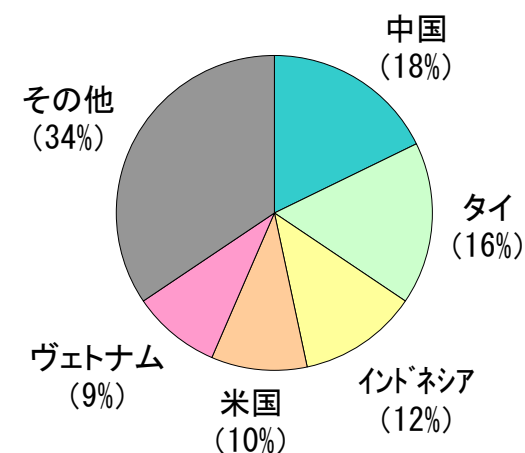
その他の加工食品



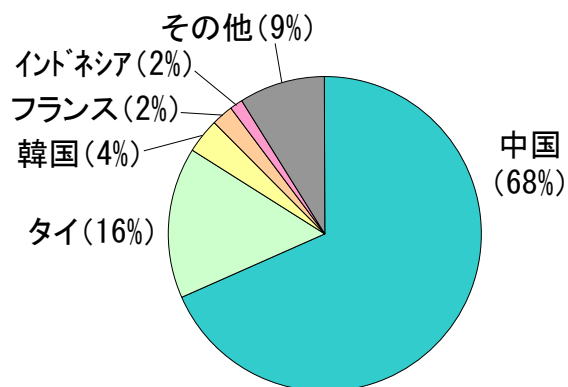
飲料



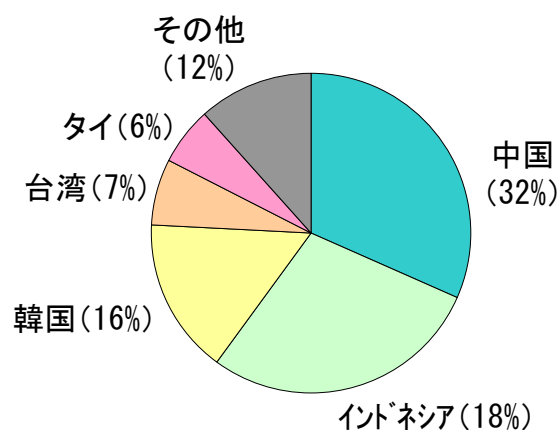
食品添加物



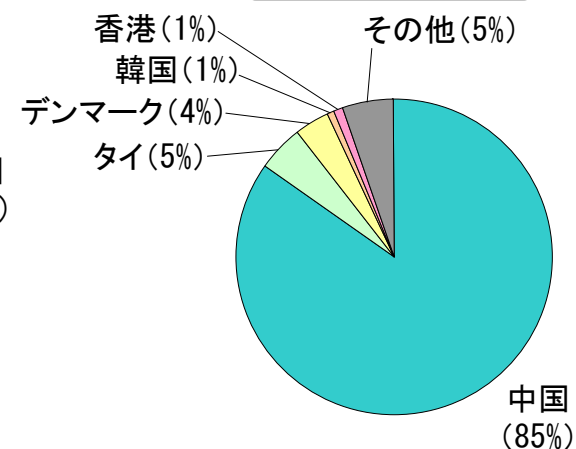
器具



容器包装



おもちゃ



輸入食品監視指導計画

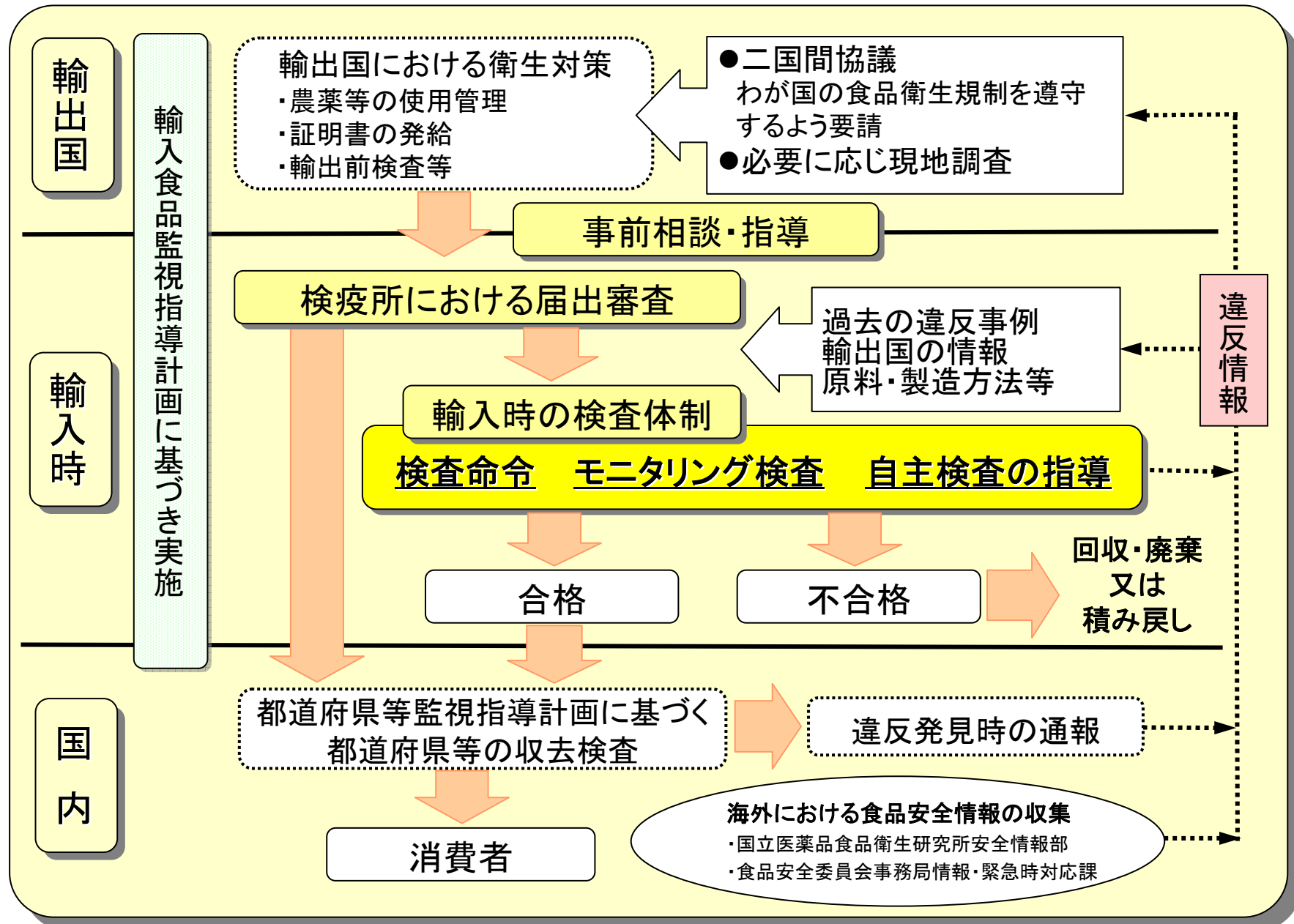
食品衛生法(昭和22年法律第233号)

❖ 第23条 輸入食品監視指導計画

厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画(以下「輸入食品監視指導計画」という。)を定めるものとする。

- ② 輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
 - 二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
 - 三 その他監視指導の実施のために必要な事項
- ③ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。

輸入食品の監視体制等の概要



食品等輸入届出窓口配置状況

食品等輸入届出窓口 31検疫所

検査課を有する 6検疫所

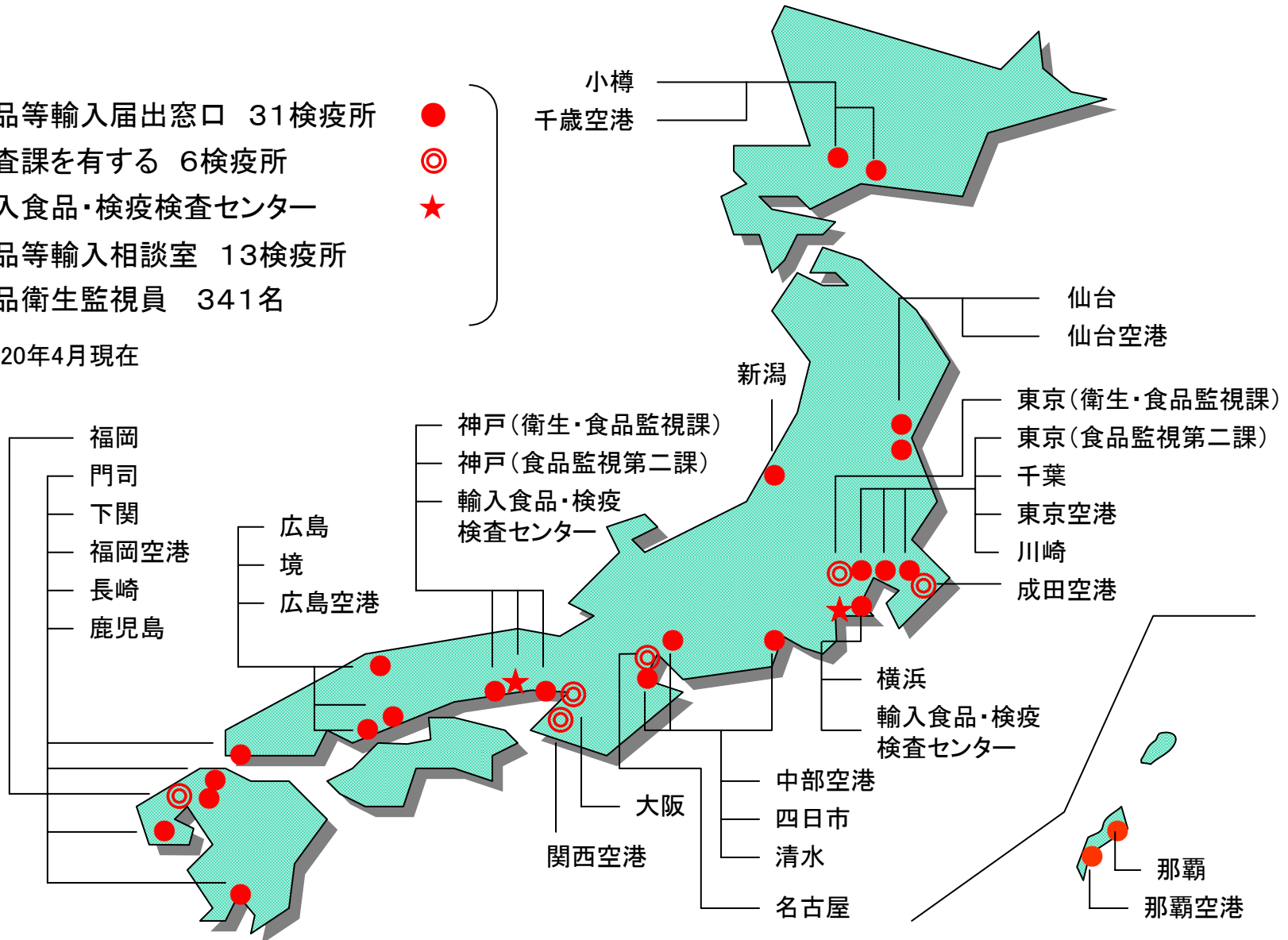
輸入食品・検疫検査センター

食品等輸入相談室 13検疫所

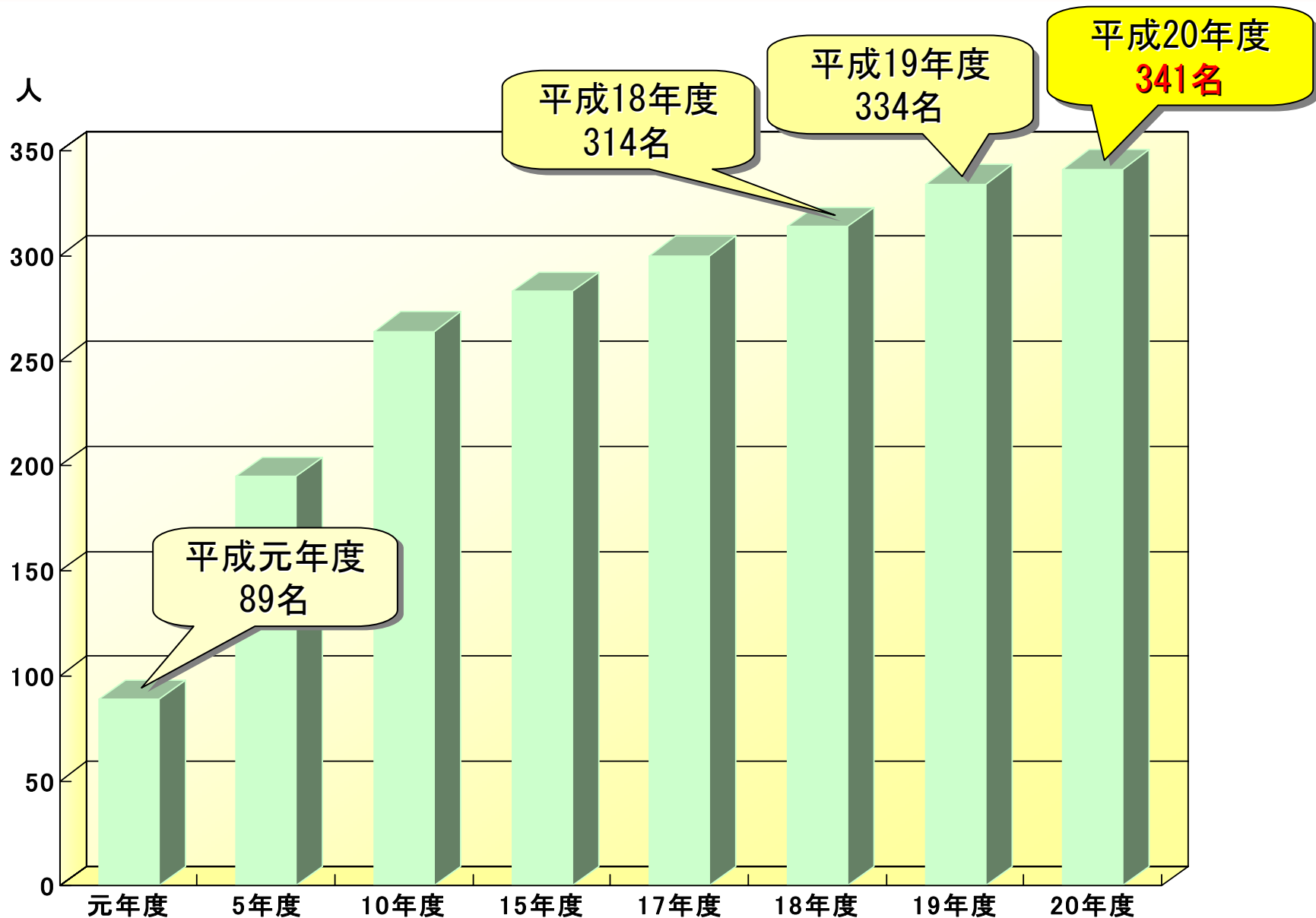
食品衛生監視員 341名



※平成20年4月現在



検疫所の食品衛生監視員年度推移



食品等の輸入の届出

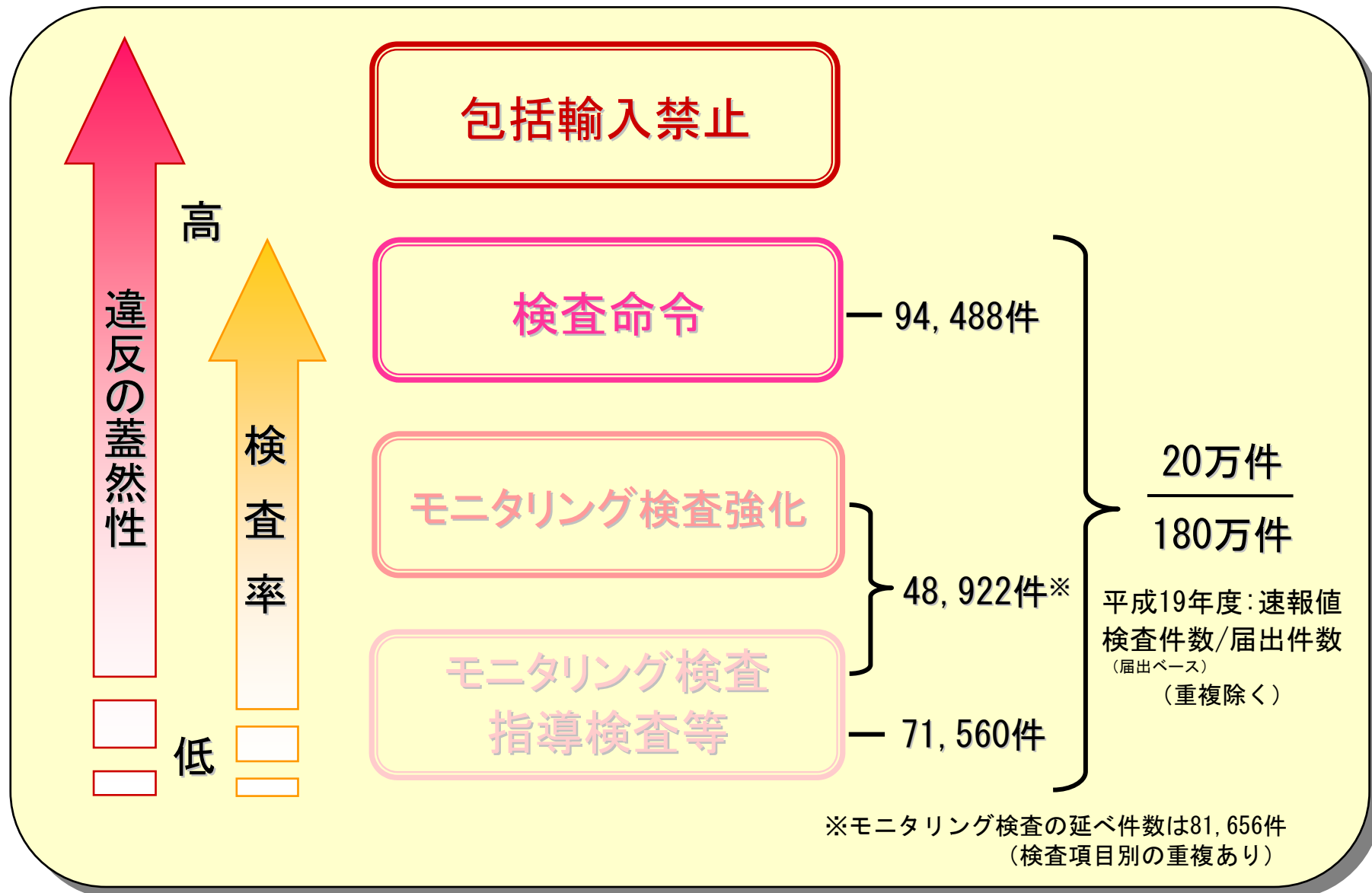
食品等を輸入しようとする者は厚生労働大臣に届出なければならない(食品衛生法第27条)

届出事項

- ❖ 輸入者の氏名、住所
- ❖ 食品等の品名、数量、重量、包装の種類、用途
- ❖ 使用されている添加物の品名
- ❖ 加工食品の原材料、製造又は加工方法
- ❖ 遺伝子組換え又は分別流通生産管理の有無
- ❖ 添加物製剤の成分
- ❖ 器具、容器包装又はおもちゃの材質
- ❖ 貨物の事故の有無

等

輸入時の検査体制の概要



輸入時における検査制度

❖ 指導検査等

- ◆ 農薬や添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考として、輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が輸入者に対して定期的な(初回輸入時を含む)実施を指導する検査等

❖ モニタリング検査

- ◆ 多種多様な輸入食品について、食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的として、国が年間計画に基づいて実施する検査
- ◆ 国が費用負担、検査結果の判明を待たずに輸入可能

❖ 検査命令

- ◆ 自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど、法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査
- ◆ 輸入者が費用負担、検査結果判明まで輸入不可

モニタリング検査件数の算出方法 ①

- ① 国民の摂取量の多い食品、違反の蓋然性、輸入実績等をもとに食品を126群に分類
- ② 検査分類(残留農薬、抗菌性物質等、添加物、成分規格、カビ毒、遺伝子組換え、放射線照射)ごとに、一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数299件※を仮設定。

※CODEXガイドラインに基づく、95%の信頼度で違反率 1%以下の違反を検出可能な検査数

(参考)残留農薬の基準適合性判断のための推奨サンプリング法(CAC/GL 33-1999)

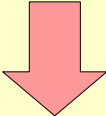
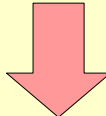
		1件の違反を発見できる率(P)				
		99.9%	99.0%	95.0%	90.0%	60.0%
標本の 違反率 (v)	10%	66	44	29	22	9
	5%	135	90	59	45	18
	1%	688	459	299	230	92
	0.5%	1,379	919	598	460	183
	0.1%	6,905	4,603	2,995	2,302	916

統計学的に、 v が集団における真の違反率、 n が標本数(無作為抽出の場合)とすると n 個の標本中に少なくとも1つの違反を検出する確率 P は、 $P = 1 - (1 - v)^n$ となる。

モニタリング検査件数の算出方法 ②

- ③ ②の検査数を基本として、輸入件数、輸入重量、過去の違反率、過去の違反内容の危険度を勘案し、食品群ごと、検査分類ごとに必要検査件数を設定

(例) 米穀における検査件数の算出(平成20年度モニタリング計画)

検査分類	残留農薬	抗菌性物質等	添加物	成分規格等	カビ毒	遺伝子組換え	放射線照射	合 計
基本件数	299	299	299	299	299	299	299	2,093
 輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容の危険度をもとに検査分類ごとに重み付けを行い、それぞれ必要な検査件数を設定 								
検査件数	598	0	0	299	299	299	0	1,495

厚生労働大臣による検査命令

検査命令発動の要件

健康被害の発生

健康被害発生の恐れ

同一の生産国又は製造者並びに加工者からの
同一の輸入食品(例:0-157、アフラトキシン等)

違反

直ちに検査命令

残留農薬
動物用医薬品

違反

モニタリング検査
頻度アップ

違反

違反の蓋然性が高い
と判断される場合
検査命令

検査命令解除

輸出国の再発防止策の確立等違反食品が輸出
されることのないことが確認された場合等

国別検査命令対象品目（平成20年6月末現在抜粋）

対象国・地域	対象食品例	検査項目例	条件等
全輸出国 （15品目）	フグ	魚種鑑別	現場検査の結果異種フグが発見されたものに限る。
	すじこ	亜硝酸根	
	キャッサバ及びその加工品（でんぷんを除く。）	シアン化合物	
中国 （47品目）	鶏肉及びその加工品	フラゾリドン、フラルタドン	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されたものを除く。
	鰻及びその加工品	マラカイトグリーン、フラゾリドン	
	えび及びその加工品	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン	
	二枚貝及びその加工品（貝柱のみのホタテガイを除く。）	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	
	大粒落花生	アセトクロール、BHC	
	ウーロン茶	トリアゾホス	
	食品	サイクラミン酸	
タイ （26品目）	養殖えび及びその加工品	オキシリニック酸	タイ政府が発行する証明書が添付されたものを除く。
	おくら	EPN	別途指示する輸出業者が輸出したものを除く。
	バジルシード	アフラトキシン	
米国 （12品目）	牛肉加工品	腸管出血性大腸菌O157	別途指示する製造者で製造された挽肉に限る。
	とうもろこし	アフラトキシン	

全輸出国15品目及び34力国・1地域の199品目（平成20年6月末現在）

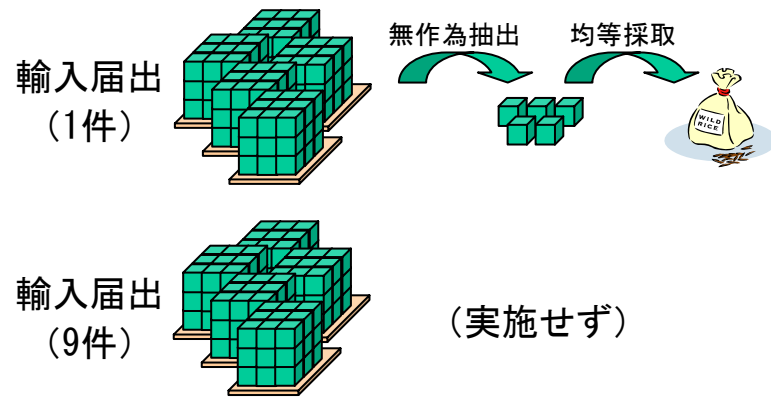
検査命令品目一覧 <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kensa/dl/01g.pdf>

モニタリング検査と検査命令

モニタリング検査

同一食品群

例: 10%の頻度で実施する場合



1. 検査頻度

年間計画に基づき無作為に実施。

2. 検査対象

同一食品群毎に実施し、国、製造者の別は問わない。

3. 検体採取量

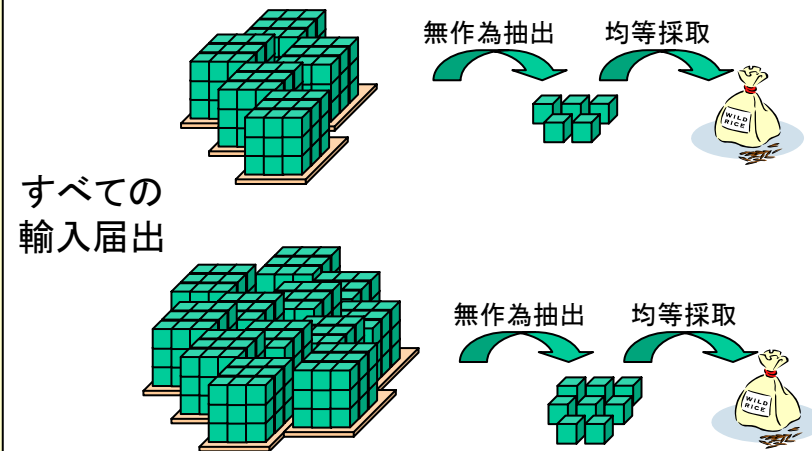
全体を代表するために統計学的に定められた開梱数に基づき採取。

例) 農薬検査の場合

届出箱数	開梱数	採取量
≤ 50	3	1kg
51 ~ 150	5	
151 ~ 500	8	
501 ~ 3,200	13	
3,201 ~ 35,000	20	
$\geq 35,001$	32	

検査命令

同一生産国・同一食品群毎に実施



1. 検査頻度

同一生産国、輸入の都度、全届出検査。

2. 検査対象

同一生産国、同一食品群毎に検査を実施。法違反の可能性が高いと見込まれる食品の範囲が製造者等に限定可能な場合は、当該製造者に限定して実施。

3. 検体採取量

全体を代表するために統計学的に定められた開梱数に基づき採取。

残留農薬等のポジティブリスト制度

基準が設定されていない農薬等が
一定量を超えて残留する食品の
販売等を原則禁止する制度

※「食品衛生法等の一部を改正する法律」
(平成15年法律第55号、平成15年5月30日公布)

平成18年5月29日施行

ポジティブリスト制度を踏まえた検査体制の整備

❖ 検疫所の監視員増員

300名 (H17) ➡ 314名 (H18) ➡ 334名 (H19) ➡ **341名 (H20)**

❖ 検査機器の増設

❖ モニタリング検査項目の拡充

検査項目	検査項目数(概数)			
	H17	H18	H19	H20
残留農薬	200	450	500	510
残留動物用医薬品	40	110	130	140

残留農薬等モニタリング検査項目の選定方法

- ❖ 毒性の高い農薬
 - ◆ 許容一日摂取量(ADI)が低い(ADI)
- ❖ 汎用性が高い農薬
 - ◆ 国内外で基準値が設定されている品目数が多い(品目)
 - ◆ 我が国に輸入量の多い農産食品に使用された割合が高い(使用)
- ❖ 検出頻度の高い農薬
 - ◆ 過去の輸入時検査における検出頻度が高い(検出)
 - ◆ 検査命令の対象項目になっている(命令)
 - ◆ 諸外国における検出頻度が高い(外国)
- ❖ 一斉分析法により測定可能な農薬(一斉)

(例)野菜の農薬検査項目の選定(平成19年度モニタリング計画)

農薬名	ADI(順位)	品目(順位)	使用	検出	命令	外国	一斉	優先順位
アルトリン・デルトリン	0.0001(1)	69(1)			○		○	1
クロルピリホス	0.01(130)	69(1)		○	○	○	○	37
メタミドホス	0.004(77)	67(150)	○	○	○	○	○	116

ポジティブリスト制度に基づく違反状況

(平成19年度:速報値)

分類	基準	違反件数
残留農薬	新基準	91
	一律基準	161
	不検出基準	4
	従来基準	22
	合 計	278
残留動物用医薬品	新基準	1
	一律基準	0
	不検出基準	167
	従来基準	17
	合 計	185

(参 考)

ポジティブリスト制度施行前
後の1ヵ月の平均違反件数

分類	平成17年度 (H17.4~H18.3)	平成18年度 (H18.6~H19.3)	平成19年度 (H19.4~H20.3)
残留農薬	4.8 (-)	44.7 (9.4倍)	23.2 (0.52倍)
残留動物用医薬品	4.5 (-)	23.2 (5.2倍)	15.4 (0.66倍)
合 計	9.3 (-)	67.9 (7.3倍)	38.6 (0.56倍)

(): 前年度比

輸入者の営業の禁停止処分

❖ 目的

- ◆ 法違反を繰り返す輸入者等に対し、法違反の原因の改善、再発防止、その他衛生上の必要な措置を講じさせる

❖ 検討開始要件

- ◆ すべての輸入者を対象に、四半期毎に検査実績を調査し、**法違反確定時における直近60件の検査の違反率が5%以上**であった場合、処分の適用を検討する
- ◆ 処分適用の全段として、該当する輸入者に対して、**食品等を輸入する際の安全管理を見直し、再発防止対策を講じるよう指導**するとともに、期限を設けて文書報告を求める
- ◆ 上記指導後においても法違反の状況に改善が見られない場合は、**法第55条第2項に基づく営業の禁停止処分**を講じる

(指導実績)

平成18年(1～12月) 45社

平成19年(1～12月) 59社

輸出国における現地調査の実施事例(平成18年・19年)

❖ 食肉（9回）

- ◆ 米国産牛肉（BSE）
- ◆ カナダ産牛肉（BSE）
- ◆ イタリア産豚肉（処理施設の衛生要件）
- ◆ サンマリノ産食肉製品（処理施設の衛生要件）
- ◆ インド産食鳥肉（処理施設の衛生要件）

❖ 水産物（4回）

- ◆ 台湾産養殖うなぎ（残留動物用医薬品）
- ◆ アイルランド産生食用カキ（貝毒、処理施設の衛生要件）
- ◆ タイ産養殖えび（残留動物用医薬品）
- ◆ ヴェトナム産養殖えび（残留動物用医薬品）

❖ 農産物（5回）

- ◆ 中国産冷凍ほうれんそう（残留農薬）
- ◆ 中国産未成熟えんどう（残留農薬）
- ◆ 中国産チンゲンサイ（残留農薬）
- ◆ 台湾産マンゴー（残留農薬）

平成20年度輸入食品監視指導計画

輸入時に重点的に監視指導を実施すべき項目

- ❖ 輸入届出時における法違反の有無のチェック
 - ◆ 輸入届出、輸出国政府の証明書の確認審査
 - ◆ 輸入者からの報告徴収
- ❖ 輸入時のモニタリング検査の実施
 - ◆ 統計学的考え方に基づき、食品群ごとに違反率、輸入件数等を考慮して検査件数及び検査項目を設定
 - ◆ モニタリング検査や都道府県等の監視指導で法違反が発見された場合は、必要に応じて輸入時の検査を強化
- ❖ 検査命令の実施
 - ◆ 法違反の蓋然性が高いと見込まれる食品について実施
 - ◆ 輸出国における規制及び衛生管理の状況、当該食品の過去の違反実績等を勘案した上で必要範囲に適用
 - ◆ 解除に当たっては、輸出国における原因究明及び再発防止対策、輸入時検査の実績等を踏まえて検討

海外情報に基づく緊急対応

- ❖ 海外における食品安全情報の積極的な収集
 - ◆ 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部
 - ◆ 食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- ❖ 問題の食品が我が国に輸入されている場合には、
流通状況調査、回収、輸入時検査強化

輸出国における衛生対策の推進

❖ 我が国の食品衛生規制の周知

- ◆ 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
- ◆ 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
- ◆ 在京大使館、輸入者等への情報提供

❖ 二国間協議、現地調査等

- ◆ 違反原因の究明、再発防止対策の確立の要請
- ◆ 現地調査による輸出国における生産段階での衛生対策の検証

❖ 輸出国への技術協力

輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

- ❖ 基本的指導事項を踏まえ、輸入前指導の実施（特に初めて輸入する食品の場合や違反事例のある食品）
- ❖ 輸入前指導による違反発見→改善指導、輸入見合わせ指導
- ❖ 初回輸入時及び定期的な自主検査の指導
- ❖ 記録の作成及び保存
- ❖ 適正表示
- ❖ 輸入者、通関業者、倉庫業者への食品衛生に関する知識の普及啓発

違反が判明した場合の対応

- ❖ 輸入者に対し、積み戻し又は廃棄等を指示（国内流通の場合には、関係の都道府県等と連携し、回収等の措置を講じる）
- ❖ 都道府県等により違反輸入食品の発見された場合、当該情報に基づき輸入時検査を強化
- ❖ 違反のあった輸入者に対する措置
 - ◆ 原因究明の調査
 - ◆ 同一製品を再度輸入する場合にあっては、サンプル品の検査等による改善が図られていることの確認
- ❖ 違反を繰り返す輸入者に対する営業の禁停止処分
- ❖ 悪質な事例等の告発
- ❖ 輸入食品の違反情報の公表（ホームページ）

平成20年度輸入食品監視指導計画のおもな改正点 ①

❖ 輸入時の監視強化

- ◆ モニタリング検査計画 約 8 万件 (加工食品残農検査:約4,000件増)
- ◆ 残留農薬等の検査項目を拡充
- ◆ 残留農薬等の検査命令の対象食品について、輸出国における残留農薬管理の検証を目的としてモニタリング検査を強化
- ◆ 継続的に輸入された器具、容器包装及びおもちゃについて法違反事例が複数確認されたことを踏まえ、モニタリング検査を強化
- ◆ 法違反を繰り返す輸入者の輸入する食品について、当該輸入者が講じた再発防止措置の検証を目的としてモニタリング検査を強化
- ◆ BSE問題について、現地調査結果等を踏まえ、重点的、効率的かつ効果的な検査体制を確保し、輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況を引き続き検証
- ◆ 食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚会合において申し合わせがなされた再発防止策の速やかな実施

平成20年度輸入食品監視指導計画のおもな改正点 ②

❖ 輸入者等に対する指導の徹底

- ◆ 輸入に際しては、外国で違法に生産、製造加工された食品でないことを輸出国当局や輸出者、製造者に対して確認を行うこと
- ◆ 原材料、添加物、製造方法、検査データが食品衛生法を遵守していることの再確認を行うこと
- ◆ 輸入者の原材料管理の検証に資する加工食品の残留農薬等に係る試験法の検討・開発を行う。
- ◆ 生産者等を通じて入手した正確かつ最新の情報に基づく適正な輸入届出を行うこと
- ◆ 継続的に輸入する場合にあっては、原材料や製造方法等に変更がないこと、届出時に提示する自主検査等の成績と届出貨物の同一性が確保されていることを十分確認すること
- ◆ 各検疫所において、輸入者等に対して自主的衛生管理の実施に係る指導事項等について説明会を開催

平成20年度輸入食品監視指導計画のおもな改正点③

(別表第2)輸入者に対する基本的指導事項

	輸入時の危害要因等	事前の確認事項	定期的確認事項 (初回輸入時を含む)	輸送及び保管時の 確認事項
食品等一般 (共通事項)	・有害、有毒物質の 含有 ・腐敗、変敗及び不 潔・異物の混入	・ <u>原材料の受け入れ、 製造・加工行程等</u> に <u>おける</u> 有害、有毒物 等の混入防止対策	・定期的な試験検査 による有害、有毒物 質等の確認	・事故・不適切な温度 管理等による腐敗、 変敗がないこと ・塩蔵等の食品等を 長期間屋外に保管 することがないこと ・ <u>倉庫等で使用する殺 虫剤等の薬剤によ る汚染がないこと</u>
	・病原微生物による 汚染	・病原微生物による 汚染防止対策	・定期的な試験検査 による病原微生物 の確認	・微生物の増殖による 危害の発生を防止 するための適切な 温度管理

食品による薬物中毒事案

食品による薬物中毒事案の発生

❖ 千葉市(第1事案)

- 平成19年12月28日、家族2名が餃子を喫食後おう吐等の症状を呈し、1名が1日入院。翌年1月4日、販売者及び被害者が保健所に連絡。医師の届出なし。



❖ 千葉県市川市(第3事案)

- 平成20年1月22日、家族5人が餃子を喫食後、有機リン中毒症状を呈し、5人入院、うち女兒1人が重篤、4人が重症。翌23日、医師から保健所と警察に届出。

「CO・OP手作り餃子」

製造日:07/10/20

賞味期限:1年

輸入者:JTフーズ(株)

販売元:日本生協連

食品による薬物中毒事案の発生

❖ 兵庫県高砂市(第2事案)

- 平成20年1月5日、家族3人が餃子を喫食後、有機リン中毒を呈し、3人とも入院。同日、医師から保健所と警察に届出。



「中華deごちそうひとくち餃子」

製造日: 07/10/1

賞味期限: 1年3ヵ月

輸入・販売元: JTフーズ(株)